

○宇都宮大学学則（案）

(昭和 30 年 2 月 16 日)

改正 昭 30～昭 63 省略	平元 規程第 4 号	平元 規程第 13 号
平元 規程第 28 号	平 2 規程第 3 号	平 2 規程第 15 号
平 3 規程第 1 号	平 3 規程第 5 号	平 3 規程第 12 号
平 3 規程第 35 号	平 3 規程第 39 号	平 3 規程第 44 号
平 4 規程第 3 号	平 4 規程第 8 号	平 4 規程第 13 号
平 5 規程第 4 号	平 5 規程第 7 号	平 6 規程第 3 号
平 6 規程第 84 号	平 7 規程第 6 号	平 8 規程第 30 号
平 9 規程第 16 号	平 10 規程第 2 号	平 10 規程第 47 号
平 11 規程第 5 号	平 11 規程第 14 号	平 11 規程第 25 号
平 12 規程第 51 号	平 13 規程第 12 号	平 14 規程第 5 号
平 14 規程第 24 号	平 14 規程第 29 号	平 15 規程第 4 号
平 16 規程第 50 号	平 16 規程第 110 号	平 17 規程第 6 号
平 17 規程第 44 号	平 17 規程第 65 号	平 18 規程第 4 号
平 18 規程第 40 号	平 18 規程第 49 号	平 18 規程第 64 号
平 18 規程第 65 号	平 18 規程第 75 号	平 18 規程第 80 号
平 19 規程第 2 号	平 19 規程第 50 号	平 19 規程第 51 号
平 20 規程第 1 号	平 21 規程第 16 号	平 22 規程第 2 号
平 22 規程第 9 号	平 22 規程第 61 号	平 22 規程第 91 号
平 23 規程第 6 号	平 23 規程第 8 号	平 24 規程第 16 号
平 25 規程第 19 号	平 26 規程第 10 号	平 27 規程第 28 号
平 28 規程第 76 号	平 29 規程第 18 号	平成 30 年 規程第 30 号
平成 31 年 学則第 1 号	平成 31 年 学則第 3 号	令和一年 学則第一号

目次

第 1 章 総則

第 1 節 目的及び自己評価等(第 1 条—第 1 条の 3)

第 2 節 構成(第 2 条—第 13 条)

第 3 節 収容定員(第 14 条)

第 2 章 学部通則

第 1 節 教育課程及び履修方法(第 15 条—第 20 条の 7)

第 2 節 学年及び休業日(第 21 条・第 22 条)

第 3 節 入学、退学、転学及び留学(第 23 条—第 35 条の 2)

第 4 節 休学及び除籍(第 36 条・第 37 条)

第 5 節 卒業及び学位(第 38 条・第 39 条)

第 6 節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料(第 40 条—第 45 条)

第7節 科目等履修生、特別聴講学生及び研究生(第46条—第48条の2)

第8節 外国人学生(第49条)

第9節 公開講座(第50条)

第10節 学生寮(第51条)

第11節 賞罰(第52条・第53条)

第12節 全学講義(第54条)

附則

第1章 総則

第1節 目的及び自己評価等

(本学の目的)

第1条 宇都宮大学(以下「本学」という。)は、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く学芸を教授研究して、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、真理と正義を愛する人格を育成して、人類の福祉と文化の向上に貢献することを目的とする。

2 本学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、別に履修規程で定め、公表するものとする。

(自己評価等)

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、別に定めるところにより、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

(教育研究等の状況の公表)

第1条の3 本学は、本学における教育及び研究並びに組織及び運営の状況を公表するものとする。

第2節 構成

(学部、学科・課程及びコース)

第2条 本学に、次の学部を置く。

地域デザイン科学部

国際学部

共同教育学部

工学部

農学部

2 各学部に、次の学科・課程を置く。

学部	学科・課程
----	-------

地域デザイン科学部	コミュニティデザイン学科
	建築都市デザイン学科
	社会基盤デザイン学科
国際学部	国際学科
共同教育学部	学校教育教員養成課程
工学部	基盤工学科
農学部	生物資源科学科
	応用生命化学科
	農業環境工学科
	農業経済学科
	森林科学科

3 工学部基盤工学科に、コースを置く。

(大学院)

第2条の2 本学に、大学院を置き、次の研究科を置く。

地域創生科学研究科

国際学研究科

教育学研究科

工学研究科

2 大学院に関しては、本章に定めるもののほか大学院学則の定めるところによる。

(附属学校)

第3条 本学に、次の附属学校を置く。

共同教育学部附属幼稚園

共同教育学部附属小学校

共同教育学部附属中学校

共同教育学部附属特別支援学校

2 共同教育学部附属特別支援学校は、知的障害者である児童及び生徒に対する教育を行う。

(学部附属施設)

第3条の2 本学に、次の学部附属施設を置く。

国際学部附属多文化公共圏センター

工学部附属ものづくり創成工学センター

農学部附属農場

農学部附属演習林

(共同利用)

第3条の3 前条に掲げる農学部附属農場及び農学部附属演習林は、本学の教育研究上支障がないと認められるときは、他の大学、専門学校等の利用に供することができるものとする。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同施設)

第3条の4 本学に、次の学内共同施設を置く。

雑草と里山の科学教育研究センター

バイオサイエンス教育研究センター

オプティクス教育研究センター

アドミッションセンター

留学生・国際交流センター

キャリア教育・就職支援センター

教職センター

総合メディア基盤センター

健康管理センター

(大学教育推進機構)

第3条の5 本学に、基盤教育の開発・実施及び教育プログラムの継続的な向上を図り、教育の質保証を担うため、大学教育推進機構を置く。

(地域創生推進機構)

第3条の6 本学に、地域人材育成機能、地域シンクタンク機能及び地域イノベーション機能を拡充し、地域連携機能の総体的な強化を担うため、地域創生推進機構を置く。

(附属図書館)

第4条 本学に、附属図書館を置く。

第5条から第13条まで 削除

第3節 収容定員

(収容定員)

第14条 学生の収容定員は、別表1のとおりとする。

第2章 学部通則

第1節 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第15条 本学においては、本学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、4年一貫した教育を行うため体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法等)

第15条の2 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

- 2 授業科目の区分は、基盤教育科目(初期導入科目、リテラシー科目、教養科目、基盤キャリア教育科目、留学生日本語科目及び専門導入科目をいう。以下同じ。)及び専門教育科目とする。
- 3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

(共同教育課程)

第15条の3 本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、他の大学が開設する授業科目を、当該学科・課程の教育課程の一部とみなして、当該学科・課程及び他の大学ごとにそれぞれ同一内容の教育課程(以下「共同教育課程」という。)を編成することができる。

(共同教育学部の共同教育課程の編成)

第15条の4 共同教育学部の教育課程は、群馬大学との共同教育課程とし、本学及び群馬大学並びにそれぞれの共同教育学部及び学校教育教員養成課程の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、第15条の2第2項に定める区分に従って本学及び群馬大学が共同で開設し、体系的に編成するものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第15条の5 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(基盤教育)

第15条の6 基盤教育科目により現代社会に必要なりテラシー、幅広い教養と豊かな人間性、専門教育を学ぶ上で基礎となる素養を身につけるための教育を基盤教育と称する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第15条の7 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

(履修方法等)

第16条 基盤教育に係る授業科目、単位及び履修方法は、基盤教育運営会議の議を経て、学長が別に定める。

第17条 専門教育に係る授業科目、単位及び履修方法は、各学部教授会の議を経て、学長が別に定める。

(教員免許状授与の所要資格の取得)

第17条の2 教員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学学部の学科・課程において当該所要資格を取得できる教員免許状の種類及び免許教科は、別表2のとおりとする。

(修業年限)

第18条 修業年限は、4年とする。

- 2 本学の科目等履修生(大学の学生以外の者に限る。)として一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、別に定めるところにより修得した単位数その他を勘案して、相当期間を修業年限の2分の1の範囲内で修業年限に通算することができる。

(在学期間)

第18条の2 在学期間は、8年を超えることができない。ただし、第26条、第26条の2又は第27条の規定により入学を許可された者については、次の表に定める期間を超えることができない。

入学した年次	在学期間
第2年次	7年
第3年次	6年
第4年次	5年

- 2 前項の規定にかかわらず、再入学後の在学期間は、同項に規定する在学期間から退学前の在学年数(1年未満の端数は切り捨てる。)を控除した年数を超えることができない。(単位の基準)

第19条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の授業時間数を基準とする。

- (1) 講義及び演習は、15時間から30時間までの範囲内の授業時間数をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲内の授業時間数をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定による各授業科目毎の授業時間数は、各学部教授会又は基盤教育運営会議(以下「学部教授会等」という。)の議を経て、学長が別に定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業制作等の授業科目の単位数については、各学部教授会の議を経て、学長が別に定める。

(単位の授与)

第 20 条 授業科目を履修した者に対しては、 考査の上、 合格した者に単位を与えるものとする。

- 2 考査は、 平素の出席状況、 履修状況、 学習報告及び試験等によって行う。

(履修科目の登録の上限)

第 20 条の 2 卒業の要件として修得すべき単位数について、 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、 別に定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、 所定の単位を優れた成績をもって修得した者については、 登録することができる単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(成績の評価)

第 20 条の 3 履修した授業科目成績の評価については、 別に定める。ただし、 必要と認める場合は、 合、 不合の評語をもって行い、 合を合格とすることができる。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第 20 条の 4 教育上有益と認めるときは、 学生が他の大学又は短期大学(以下「大学等」という。)において履修した授業科目(共同教育課程における授業科目を除く。)について修得した単位(休学期間中を含む。)を、 60 単位を超えない範囲で本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、 学生が外国の大学等に留学する場合、 外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、 文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合(いずれの場合においても、 休学期間中に履修する場合を含む。)について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 20 条の 5 教育上有益と認めるときは、 学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める(平成 3 年文部省告示第 68 号)学修を、 本学の授業科目の履修とみなし、 別に定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数については、 前条第 1 項及び第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 3 共同教育学部の学生が、 群馬大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位は、 本学における共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 20 条の 6 教育上有益と認めるときは、 学生が本学入学前に大学等又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和 31 年文部省令第

28号)第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学の授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、学士入学、編入学、再入学及び転部の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第20条の4第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(単位の取扱い)

第20条の7 前3条の規定による単位の取扱いについては、当該学部教授会等の議を経て、学長が認定する。

第2節 学年及び休業日

(学年及び授業期間)

第21条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 3 1年間の授業は、定期試験等の期間を含めて35週を原則とする。
- (休業日)

第22条 休業日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第117号)に規定する休日
- (3) 開学記念日 11月22日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業

- 2 前項第4号、第5号及び第6号の期間は、学長が別に定める。

- 3 前2項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第3節 入学、退学、転学及び留学

(入学の時期)

第23条 入学の時期は、学年の始めから30日以内とする。ただし、再入学及び科目等履修生の場合はこの限りでない。

(選抜試験)

第24条 入学を志願する者に対しては、選抜試験を行い、入学の許可は、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。

2 選抜試験に関しては、別に定める。

(入学資格)

第 25 条 本学に入学することのできる者は、学校教育法第 90 条及び同法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 150 条に定められた者とする。

(編入学)

第 26 条 次の各号のいずれかに該当する者で別表 1 に掲げる第 3 年次編入学定員に係る編入学を志願するものがあるときは、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第 104 条第 3 項の規定に基づき大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 短期大学を卒業した者(外国の短期大学を卒業した者を含む。)
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第 132 条の規定により大学に編入学することができるもの
- (6) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (7) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (8) 我が国において、外国の短期大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 14 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (9) 他の大学に 2 年以上在学している者又は在学した者
- (10) 大学の学芸学部又は教育学部の 2 年課程を修了した者
- (11) 学校教育法施行規則第 7 条に規定する従前の規定による学校の課程を修了又は卒業した者で、第 3 年次に編入学できる資格を有するもの

2 前項の規定により、入学を許可された者の在学期間は 2 年以上とし、既修得単位の取扱いについては、当該学部教授会等の議を経て、学長が認定する。

第 26 条の 2 前条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する者で編入学を志願するものがあるときは、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

- (1) 前条第 1 項第 3 号から第 8 号まで及び第 10 号に掲げる者
- (2) 他の大学に在学中の者又は在学した者
- (3) 学校教育法施行規則第 7 条に規定する従前の規定による学校の課程を修了又は卒業した者

2 前項の規定により、入学を許可された者の在学期間の通算については、当該学部教授会等の議を経て、学長が認定する。

3 入学前に在学した学校における既修得単位の取扱いについては、当該学部教授会等の議を経て、学長が認定する。

(学士入学)

第 27 条 次の各号のいずれかに該当する者で学士入学を志願するものがあるときは、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

(1) 本学の一学部を卒業した者で、更に他の学部又は同一学部の他の学科若しくは課程に入学しようとするもの

(2) 他の大学を卒業した者

(3) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定に基づき大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者

2 第 26 条第 2 項の規定は、前項により入学を許可された者に準用する。

(再入学)

第 28 条 退学した者で、再入学を願い出たものについては、当該学部教授会の議を経て、学長が許可する。

2 再入学者の既修得単位の取扱いについては、当該学部教授会等の議を経て、学長が認定する。

(宣誓)

第 29 条 入学を許可された者は、所定の宣誓をしなければならない。

(誓約書)

第 30 条 入学を許可された者は、許可の日から 2 週間以内に、保証人連署の誓約書に所定の書類を添えて提出しなければならない。

第 31 条 前条の手続をしないときは、入学の許可を取り消す。

(転部)

第 32 条 学内で、他の学部に転部を志願する者があるときは、転出及び転入する学部の教授会の議を経て、学長が許可する。

2 前項の規定により、転部を許可された者の既修得単位の取扱いについては、当該学部教授会の議を経て、学長が認定する。

(転科)

第 33 条 学部内で、他の学科に転科を志願する者があるときは、当該学部教授会の議を経て、学長が許可する。

(退学及び転学等)

第 34 条 退学しようとする者又は他の大学に転学若しくは入学しようとする者は、理由を具して願い出なければならない。

2 前項の願い出に対しては、当該学部教授会の議を経て、学長が許可する。

(志願の手続)

第35条 第24条、第26条から第28条まで及び第32条から第34条までの志願は、別に定める手続によらなければならない。

(留学)

第35条の2 外国の大学等に留学を志願する者は、別に定めるところにより、あらかじめ学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の規定により留学した期間は、第18条に規定する修業年限及び第18条の2に規定する在学期間に算入する。

第4節 休学及び除籍

(休学)

第36条 疾病その他の理由により、3か月以上にわたり修学することができない場合は、願い出により当該学部教授会の議を経て、学長が休学を許可する。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認めるときは、学長が当該学部教授会の議を経て、休学を命ずることがある。
3 休学期間は1年以内とする。ただし、事情により引き続き休学することができる。
4 休学期間が終了したとき又は休学期間中においてその理由がやんだときは、学長の許可を得て復学することができる。
5 休学した期間は、修業年限に算入しない。
6 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

(除籍)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者については、学長が当該学部教授会の議を経て除籍する。

- (1) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
(2) 入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は半額免除若しくは徴収猶予が許可となった者で所定の期日までに納入すべき入学料を納入しないもの
(3) 授業料その他所定の学費納入を怠る者
(4) 休学期間が4年を超える者
(5) 在学期間が8年を超える者
(6) 1年以上行方不明となった者

第5節 卒業及び学位

(卒業)

第38条 卒業の要件は、大学に4年以上在学し、124単位以上を修得しなければならない。ただし、本学に3年以上在学した者が、124単位以上を優秀な成績で修得したと認める場合には、3年以上の在学でその卒業を認めることができる。

- 2 卒業の認定は、各学部の定める基準に合格した者について行う。

(学位の授与)

第39条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 学位授与については、宇都宮大学学位規程の定めるところによる。

第6節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額及び徴収方法等)

第40条 学部の検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額及び徴収方法等は、別に定める。

2 科目等履修生及び研究生の検定料、入学料、授業料及び特別聴講学生の授業料の額及び徴収方法等は、別に定める。

(検定料)

第40条の2 入学を志願する者は、検定料を納入しなければならない。

2 本学の学部における第2次の学力検査等において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合で、第1段階目の選抜の不合格者が検定料の返還を申し出たときは、第2段階目の選抜に係る額に相当する額を返還するものとする。

3 個別学力検査出願後に大学入試センター試験受験科目の不足等により出願資格がないことが判明した者が検定料の返還を申し出たときは、前項に規定する第2段階目の選抜に係る額に相当する額を返還するものとする。

4 前2項に規定する場合を除き、既納の検定料は、いかなる理由があっても返還しない。
(入学料)

第41条 合格の通知を受けた者は、入学料を所定の期日までに納入しなければならない。ただし、入学料の免除又は徴収猶予を申請している者にあっては、免除又は徴収猶予申請後所定の期日までの間、入学料の徴収を猶予する。

2 入学料を所定の期日までに納入しない者は、入学を許可しない。

3 既納の入学料は、いかなる理由があっても返還しない。
(授業料)

第42条 授業料は、次の期間に納入しなければならない。

前期分 4月1日から5月31日まで

後期分 10月1日から11月30日まで

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 前期分に係る授業料を納付するときに当該年度の後期分に係る授業料を併せて納付した者が、9月30日以前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料相当額を返還するものとする。

4 前項に規定する場合を除き、既納の授業料は、いかなる理由があっても返還しない。
(退学者等の授業料)

第43条 退学、転学又は除籍の場合には、別に定めるもののほか、その期の授業料は徴収する。

2 停学中においても、授業料は徴収する。

(休学者の授業料)

第44条 休学中の授業料は、徴収しない。

(寄宿料)

第44条の2 寄宿料は、所定の期日までに納入しなければならない。

2 学生から退寮の申出があったときは、退寮する日の属する月の翌月以降の既納の寄宿料相当額を返還するものとする。

3 前項に規定する場合を除き、既納の寄宿料は、いかなる理由があっても返還しない。
(入学料、授業料及び寄宿料の免除等)

第45条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認めるとき又はその他やむを得ない事情があると認めるときは、願い出により入学料、授業料及び寄宿料を免除し又は徴収を猶予することができる。

2 入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規程は、別に定める。

第7節 科目等履修生、特別聴講学生及び研究生

(科目等履修生)

第46条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目のうちから1科目又は数科目を選択して履修しようとするものがあるときは、学長が、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

第47条 削除

(特別聴講学生)

第47条の2 他の大学等又は外国の大学の学生で、本学において授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該大学等との協議に基づき、当該学部教授会等の議を経て、学長が特別聴講学生として入学を許可する。

2 特別聴講学生に関しては、別に定める。

(研究生)

第48条 本学において、特定の専門事項について研究指導を受けようとする者があるときは、学長が、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

第48条の2 削除

第8節 外国人学生

(外国人学生)

第49条 外国人で本学に入学を志願するものがあるときは、別に定めるところにより、学長が入学を許可する。

第9節 公開講座

(公開講座)

第50条 本学は、法令の定めるところにより、公開講座を開設する。

2 公開講座に関する規程は、別に定める。

第10節 学生寮

(学生寮)

第51条 本学に学生寮を設ける。

2 学生寮に関する規程は、別に定める。

第11節 賞罰

(表彰)

第52条 学長は、優れた業績又は行為のあった学生を、表彰することができる。

(懲戒)

第53条 本学の学生で、本学の秩序を乱し、学則命令に違背し、その他学生の本分に反する行為のあったものについては、当該学部教授会の議を経て学長が、懲戒する。

2 懲戒は、譴責、謹慎、停学及び退学とする。

3 停学期間は、修業年限に算入しない。

第12節 全学講義

(全学講義)

第54条 学生の一般的教養を高め、かつ、総合的に知見を培うため、全学講義を開設することができる。

附 則

1 この学則は、昭和30年4月1日から施行する。

2 昭和24年10月制定の宇都宮大学学部通則は、この学則の施行の日から廃止する。

中略

附 則(平6 規程第84号)

1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

2 改正後の別表1の規定にかかわらず、次表の中欄に掲げる学科の収容定員は、平成7年度においては、同表の右欄のとおりとする。

学部	学科	平成7年度
工学部	建設学科	340人
	情報工学科	340人

附 則(平7 規程第6号)

1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表1の規定にかかわらず、次表の学科の収容定員は、平成8年度から平成10年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	平成8年度	平成9年度	平成10年度
工学部	機械システム工学科	385	390	390
	応用化学科	420	420	415
	情報工学科	335	330	325

附 則(平8 規程第30号)

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定にかかわらず、次表の学科の収容定員は、平成9年度から平成11年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	平成9年度	平成10年度	平成11年度
国際学部	国際社会学科	205	210	210
	国際文化学科	205	210	210
工学部	機械システム工学科	385	380	375
	電気電子工学科	375	370	365
農学部	生物生産科学科	488	484	480
	農業環境工学科	166	164	162
	農業経済学科	182	180	178
	森林科学科	166	164	162

附 則(平9 規程第16号)

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定にかかわらず、次表の学科の収容定員は、平成10年度から平成12年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	平成10年度	平成11年度	平成12年度
工学部	機械システム工学科	365	360	355
	電気電子工学科	355	350	345
	建設学科	335- 20	330- 20	325- 20
	情報工学科	320- 20	320- 20	320- 20
農学部	生物生産科学科	472	468	464
	農業環境工学科	158	156	154
	農業経済学科	174	172	170
	森林科学科	158	156	154

附 則(平10 規程第2号)

この規程は、平成 10 年 4 月 9 日から施行する。

附 則(平10 規程第47号)

- 1 この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 11 年 3 月 31 日に教育学部に置かれている各課程(以下「従前の課程」という。)は、改正後の本則第 2 条の規定にかかわらず、平成 11 年 3 月 31 日に在学する者が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 平成 11 年 3 月 31 日に従前の課程に在学していた者については、なお従前の例による。
- 4 従前の課程及び改正後の本則第 2 条の規定により新設された課程の総定員は、改正後の本則第 2 条の規定にかかわらず、平成 11 年度から平成 13 年度までは、次のとおりとする。

学部	課程		平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
教育学部	従前の課程	小学校教員養成課程	480	320	160
		中学校教員養成課程	210	140	70
		養護学校教員養成課程	60	40	20
	新設の課程	学校教育教員養成課程	150	300	450
		生涯教育課程	35	70	105
		環境教育課程	25	50	75

- 5 改正後の別表 1 の規定にかかわらず、次の学科の収容定員は、平成 11 年度においては次のとおりとする。

学部	学科	平成 11 年度
農学部	生物生産科学科	472
	農業環境工学科	158
	農業経済学科	174
	森林科学科	158

附 則(平11 規程第5号)

この規程は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平11 規程第14号)

この規程は、平成 11 年 9 月 8 日から施行する。

附 則(平11 規程第25号)

- 1 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の本則第 18 条第 2 項及び第 38 条第 1 項ただし書の規定は、この規程の施行の日前から引き続き本学に在学する者(同日前に本学に在学し、同日以後に再び本学に在学することとなった者のうち、文部大臣の定める者を含む。)については、適用しない。

- 3 改正後の別表1の規定にかかわらず、次表の学科の収容定員は、平成12年度から平成14年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	平成12年度	平成13年度	平成14年度
工学部	機械システム工学科	345-	340-	340-
	電気電子工学科	345-	340-	340-
	応用科学科	390- 50	380- 60	370- 60
	建設学科	320-	310-	305-
	情報工学科	320-	320-	320-
農学部	生物生産科学科	459-	450-	445-
	農業環境工学科	153- 20	150- 20	149- 20
	農業経済学科	169-	166-	165-
	森林科学科	153-	150-	149-

- 4 改正後の別表2の規定は、平成12年4月1日以降の入学者から適用し、それ以外の者については、なお従前の例によることができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度の第3次編入学生については、なお従前の例によることができる。

附 則(平12 規程第51号)

- この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 改正後の別表2の規定は、平成13年4月1日以降の入学者から適用し、それ以外の者については、なお、従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、平成13年度及び平成14年度の第3年次編入学生についてはなお、従前の例による。

附 則(平13 規程第12号)

- この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 改正後の別表1の規定にかかわらず、次の学科の収容定員は、平成14年度から平成16年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	平成14年度	平成15年度	平成16年度
農学部	生物生産科学科	440-	430-	425-
	農業環境工学科	147- 30	144- 40	142- 40
	農業経済学科	164-	162-	161-
	森林科学科	147-	144-	142-

附 則(平14 規程第5号)

この規程は、平成14年5月8日から施行する。

附 則(平14 規程第24号)

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第37条及び第41条の改正規定は、平成15年3月12日から施行し、平成15年度入学者から適用する。
- 3 改正後の別表2の規定は、平成15年度入学者から適用し、それ以外の者については、なお従前の例による。

附 則(平14 規程第29号)

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定にかかわらず、次の学科の収容定員は、平成15年度から平成17年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	平成15年度	平成16年度	平成17年度
工学部	機械システム工学科	334 ↘	328 ↘	322 ↘
	電気電子工学科	334 ↘	328 ↘	322 ↘
	応用化学科	353 ↘ 60	346 ↘ 60	339 ↘ 60
	建設学科	295 ↘	290 ↘	285 ↘
	情報工学科	314 ↘	308 ↘	302 ↘

附 則(平15 規程第4号)

この規程は、平成15年10月8日から施行する。

附 則(平16 規程第50号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平16 規程第110号)

この規程は、平成16年10月13日から施行する。

附 則(平17 規程第6号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平17 規程第44号)

この規程は、平成17年5月17日から施行する。

附 則(平17 規程第65号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平18 規程第4号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平18 規程第40号)

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平18 規程第49号)

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平18 規程第64号)

この規程は、平成18年11月14日から施行する。

附 則(平18 規程第65号)

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平18 規程第75号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平18 規程第80号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平19 規程第2号)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第20条の3の規定は、平成20年度入学者から適用し、それ以外の者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成20年度及び平成21年度の第3年次編入学生については、なお従前の例による。

附 則(平19 規程第50号)

この規程は、平成19年10月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平19 規程第51号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平20 規程第1号)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項、第3条の3、第25条及び第26条第1項第2号、第5号、第11号並びに第26条の2第1項第3号及び第27条第1項第3号の改正規定は、平成20年3月25日から施行する。

- 2 この規程の施行の日において、平成20年3月31日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 平成20年4月1日以降に編入学、学士入学又は再入学した者については、当該者の属する年次の在学者に係る規程を適用する。

附 則(平21 規程第16号)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に教育学部に置かれている各課程(以下「従前の課程」という。)は、改正後の本則第2条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に在学する者が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 平成21年3月31日に従前の課程に在学していた者については、なお従前の例による。
- 4 従前の課程及び改正後の本則第2条の規定により新設された課程の総定員は、改正後の本則第2条の規定にかかわらず、平成21年度から平成23年度までは、次のとおりとする。

学部	課程	平成21年度	平成22年度	平成23年度
教育学部	従前の課程	生涯教育課程 環境教育課程	105 75	70 50
	新設の課程	総合人間形成課程	60	120 180

附 則(平22 規程第2号)

この規程は、平成22年2月15日から施行する。

附 則(平22 規程第9号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平22 規程第61号)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表2の規定は、平成22年度入学者及び平成24年度第3年次編入学者から適用し、それ以外の者については、なお従前の例による。

附 則(平22 規程第91号)

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

附 則(平23 規程第6号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平23 規程第8号)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第18条の2第2項の規定は、平成23年度からの再入学者から適用する。

附 則(平24 規程第16号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平25 規程第19号)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に農学部に置かれている生物生産科学科は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、平成25年3月31日に在学する者及び在学する者の年次に転入学、編入学、学士入学又は再入学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 平成25年3月31日に生物生産科学科に在学していた者及び在学する者の年次に転入学、編入学、学士入学又は再入学する者については、なお従前の例によるものとする。
- 4 生物生産科学科及び改正後の第2条第2項の規定により新設された学科の収容定員は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成25年度から平成27年度までは、次のとおりとする。なお、第3年次編入学の収容定員は、農学部全学科で40名とする。

学部	学科	平成25年度	平成26年度	平成27年度
農学部	従前の学科	生物生産科学科	315	210
	新設の学科	生物資源科学科 応用生命化学科	70 35	140 70
				210 105

附 則(平26 規程第10号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平27 規程第28号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平28 規程第76号)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 教育学部に置かれている総合人間形成課程及び工学部に置かれている建設学科は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日に在学する者及び在学する者の年次に転入学、編入学、学士入学又は再入学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 平成28年3月31日に教育学部総合人間形成課程及び工学部建設学科に在学していた者及び在学する者の年次に転入学、編入学、学士入学又は再入学する者については、なお従前の例によるものとする。

- 4 改正後の別表1の規定にかかわらず、次表の学科・課程の収容定員は、平成28年度から平成30年度までは、次のとおりとする。

学部	学科・課程	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地域デザイン 科学部	コミュニティデザイン学科	50	100	150
	建築都市デザイン学科	50	100	153(うち3年次編入学3)
	社会基盤デザイン学科	40	80	123(うち3年次編入学3)
国際学部	国際社会学科	205(うち3年次編入学10)	200(うち3年次編入学10)	195(うち3年次編入学10)
	国際文化学科	205(うち3年次編入学10)	200(うち3年次編入学10)	195(うち3年次編入学10)
教育学部	学校教育教員養成課程	620	640	660
	総合人間形成課程	180	120	60
工学部	機械システム工学科	316-	316-	316-
	電気電子工学科	316-	316-	316-
	応用化学科	332- 60	332- 60	332- 56
	建設学科	210-	140-	70-
	情報工学科	296-	296-	296-
農学部	生物資源科学科	273-	266-	259-
	応用生命化学科	137-	134-	131-
	農業環境工学科	137- 40	134- 40	131- 38
	農業経済学科	156-	152-	148-
	森林科学科	137-	134-	131-

- 5 平成28年3月31日以前に教育学部総合人間形成課程及び工学部建設学科に入学した者(以下「在学者」という。)及び平成28年4月1日以後に在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る教員の免許状の種類及び免許教科は、別表2の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則(平29 規程第18号)

- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 平成29年3月31日に国際学部に置かれている各学科(以下「従前の学科」という。)は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、平成29年3月31日に在学する者及び在学する者の年次に編入学、学士入学又は再入学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 平成 29 年 3 月 31 日に従前の学科に在学していた者及び在学する者の年次に編入学、学士入学又は再入学する者については、なお従前の例によるものとする。
- 4 従前の学科及び改正後の第 2 条の規定により新設された学科の収容定員は、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、平成 29 年度から平成 31 年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
国際学部	従前の学科 国際社会学科 国際文化学科	155(うち 3 年次編入学 10) 155(うち 3 年次編入学 10)	105(うち 3 年次編入学 10) 105(うち 3 年次編入学 10)	50(うち 3 年次編入学 5) 50(うち 3 年次編入学 5)
	新設の学科 国際学科	90	180	280(うち 3 年次編入学 10)

- 5 平成 29 年 3 月 31 日以前に従前の学科に入学した者(以下「在学者」という。)及び平成 29 年 4 月 1 日以後に在学者の属する年次に編入学又は再入学する者に係る教員の免許状の種類及び免許教科は、改正後の別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則(平成 30 年 規程第 30 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 学則第 1 号)

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 3 月 31 日に工学部に置かれている各学科(以下「従前の学科」という。)は、改正後の第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日に在学する者及び在学する者の年次に編入学、学士入学又は再入学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 平成 31 年 3 月 31 日に従前の学科に在学していた者及び在学する者の年次に編入学、学士入学又は再入学する者については、なお従前の例によるものとする。
- 4 従前の学科及び改正後の第 2 条第 2 項の規定により新設された学科の収容定員は、改正後の規定にかかわらず、平成 31 年度から平成 33 年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
工学部	従前の学科 機械システム工学科	237 ▄	158 ▄	79 ▄
	電気電子工学科	237 ▄ 52	158 ▄ 52	79 ▄ 26
	応用化学科	249 ▄	166 ▄	83 ▄
	情報工学科	222 ▄	148 ▄	74 ▄
新設の学	基盤工学科	315	630	971 (うち 3 年次編入学 2)

科			(6)
---	--	--	-----

- 5 平成31年3月31日以前に従前の学科に入学した者(以下「在学者」という。)及び平成31年4月1日以後に在学者の属する年次に編入学又は再入学する者に係る教員の免許状の種類及び免許教科は、改正後の別表2の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 6 農学研究科は、改正後の第2条の2の規定にかかわらず、平成31年3月31日に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成31年 学則第3号)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和一年 学則第一号)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に教育学部に置かれている課程(以下「従前の課程」という。)は、改正後の本則第2条の規定にかかわらず、令和2年3月31日に在学する者が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 令和2年3月31日に従前の課程に在学していた者については、なお従前の例による。
- 4 従前の課程及び改正後の本則第2条の規定により新設された共同教育学部の収容定員は、改正後の本則第2条の規定にかかわらず、令和2年度から令和4年度までは、次のとおりとする。

学部	学科・課程	令和2年度	令和3年度	令和4年度
教育学部	学校教育教員養成課程	510	340	170
共同教育学部 (群馬大学共同教育学部)	学校教育教員養成課程 (学校教育教員養成課程)	170 (190)	340 (380)	510 (570)

別表1(第14条関係)

収容定員 (群馬大学共同教育学部を含む。)

学部	学科・課程	入学定員	第3年次編入学定員	収容定員
地域デザイン科学部	コミュニティデザイン学科	50		200
	建築都市デザイン学科	50	3	206
	社会基盤デザイン学科	40	3	166
国際学部	国際学科	90	10	380

教育学部	学校教育教員養成課程 (群馬大学教育学部 学校教育教員養成課程)	170 (190)		680 (760)
工学部	基盤工学科	315	26	1312
農学部	生物資源科学科	63	一	252一
	応用生命化学科	32	一	128一
	農業環境工学科	32	一 18	128一 36
	農業経済学科	36	一	144一
	森林科学科	32	一	128一
	計	910	60	3,760

備考

- (1) () で記載するものは、群馬大学共同教育学部学校教育教員養成課程の入学定員及び収容定員を示す。
- (2) 合計の数字には、群馬大学共同教育学部学校教育教員養成課程の入学定員及び収容定員は含まない。

別表2(第17条の2関係)

教員免許状の種類及び免許教科

学部	学科・課程	教員免許状の種類	免許教科
地域デザイン科学部	コミュニティデザイン学科	高等学校教諭一種免許状	公民
国際学部	国際学科	中学校教諭一種免許状	英語
		高等学校教諭一種免許状	英語
共同教育学部	学校教育教員養成課程	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、保健体育、家庭、工業、英語
		特別支援学校教諭	

		一種免許状 (視覚障害者に関する教育の領域) (聴覚障害者に関する教育の領域) (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)	
工学部	基盤工学科	高等学校教諭一種 免許状	工業
農学部	生物資源科学科	高等学校教諭一種 免許状	農業
	応用生命化学科	高等学校教諭一種 免許状	理科
	農業環境工学科	高等学校教諭一種 免許状	農業
	農業経済学科	高等学校教諭一種 免許状	公民, 農業
	森林科学科	高等学校教諭一種 免許状	農業

変更事項

宇都宮大学共同教育学部の設置に伴う改正

- ・第 2 条 学部名称の変更
- ・第 3 条 学部名称の変更
- ・第 15 条の 3 共同教育課程の編成について追記
- ・第 15 条の 4 群馬大学との共同教育学部の教育課程の編成について追記
- ・第 20 条の 4 群馬大学との共同教育学部に係る授業の履修による単位について追記
- ・別表第 1 (第 14 条関係) 学部名称, 入学定員, 収容定員の変更
- ・別表第 2 (第 17 条の 2 関係) 学部名称の変更, 免許教科の追加
- ・附則の追記

(改正後)

(学部、学科・課程及びコース)
第2条 本学に、次の学部を置く。

地域デザイン科学部
国際学部
共同教育学部
工学部
農学部

2 各学部に、次の学科・課程を置く。

学部	学科・課程
地域デザイン科学部	コミニティデザイン学科
	建築都市デザイン学科
	社会基盤デザイン学科
国際学部	国際学科
共同教育学部	学校教育教員養成課程
工学部	基盤工学科
農学部	生物資源科学科
	応用生命化学科
	農業環境工学科
	農業経済学科
	森林科学科

3 工学部基盤工学科に、コースを置く。
(大学院)

(附属学校)

第3条 本学に、次の附属学校を置く。

共同教育学部附属幼稚園
共同教育学部附属小学校
共同教育学部附属中学校
共同教育学部附属特別支援学校
2 共同教育学部附属特別支援学校は、知的障害者である児童及び生徒に対する教育を行う。

(改正前)

(学部、学科・課程及びコース)
第2条 本学に、次の学部を置く。

地域デザイン科学部
国際学部
教育学部
工学部
農学部

2 各学部に、次の学科・課程を置く。

学部	学科・課程
地域デザイン科学部	コミニティデザイン学科
	建築都市デザイン学科
	社会基盤デザイン学科
国際学部	国際学科
教育学部	学校教育教員養成課程
工学部	基盤工学科
農学部	生物資源科学科
	応用生命化学科
	農業環境工学科
	農業経済学科
	森林科学科

3 工学部基盤工学科に、コースを置く。
(大学院)

(附属学校)
第3条 本学に、次の附属学校を置く。

教育学部附属幼稚園
教育学部附属小学校
教育学部附属中学校
教育学部附属特別支援学校
2 教育学部附属特別支援学校は、知的障害者である児童及び生徒に対する教育を行う。

(収容定員)

第 14 条 学生の収容定員は、別表 1 のとおりとする。

(収容定員)

第 14 条 学生の収容定員は、別表 1 のとおりとする。

(共同教育課程)

第 15 条の 3 本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要なと認められる場合には、他の大学が開設する授業科目を、当該学科・課程の教育課程の一部とみなして、当該学科・課程及び他の大学ごとにそれぞれ同一内容の教育課程（以下「共同教育課程」といいう。）を編成することができる。

(共同教育学部の共同教育課程の編成)

第 15 条の 4 共同教育学部の教育課程は、群馬大学との共同教育課程とし、本学及び群馬大学並びにそれぞれの共同教育学部及び学校教員養成課程の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、第 15 条の 2 第 2 項に定める区分に従つて本学及び群馬大学が共同で開設し、体系的に編成するものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第 15 条の 5 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業計画をあらかじめ明示するものとする。
2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。

(基盤教育)

第 15 条の 6 基盤教育科目により現代社会に必要なリテラシー、幅広い教養と豊かな人間性、専門教育を学ぶ上で基礎となる素養を身につけるための教育を基盤教育と称する。
(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 15 条の 7 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を実施する。

(教員免許状授与の所要資格の取得)

第 17 条の 2 教員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学学部の学科・課程において当該所要資格を取得できる教員免許状の種類及び免許教科は、別表 2 のとおりとする。

(新設)

第 14 条 学生の収容定員は、別表 1 のとおりとする。

（成績評価基準等の明示等）
第 15 条の 3 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。

(基盤教育)

第 15 条の 4 基盤教育科目により現代社会に必要なリテラシー、幅広い教養と豊かな人間性、専門教育を学ぶ上で基礎となる素養を身につけるための教育を基盤教育と称する。
(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

(教員免許状授与の所要資格の取得)

第 17 条の 2 教員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学学部の学科・課程において当該所要資格を取得できる教員免許状の種類及び免許教科は、別表 2 のとおりとする。

(他の大学等における授業科目の履修等)
第 20 条の 4 教育上有益と認めるとときは、学生が他の大学又は短期大学（以下「大学等」という。）において履修した授業科目（共同教育課程における授業科目を除く。）について修得した単位（休学期間中に含む。）を、60 単位を超えない範囲で本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学等に留学する場合、外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国にお住するものとして当該外国の大学の教育課程を有するものとし、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合（いすれの場合においても、休学期間に限り修業科目の履修により修得した単位は、本学における共同教育課程に係る授業科目により修得したものとみなすとする。）について準用する。

3 共同教育学部の学生が、群馬大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位は、本学における共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

別表 1(第 14 条関係)
収容定員(群馬大学共同教育学部を含む。)

学部	学科・課程	入学定員	編入学定員	第3年次定員	収容定員
地域デザイ ン科学部 国際学部 共同教育学 部	コミニティデザイン学 建築都市デザイン学科	50	3	200	
	社会基盤デザイン学科	40	3	206	
	国際学科	90	10	166	
	学校教育教員養成課程 (群馬大学共同教育学部)	170	680	380	
	学校教育教員養成課程 (群馬大学共同教育学部)	(190)	(760)	(760)	
	基盤工学科	315	26	1312	
	生物学資源学科	63	7	252	
	応用生命化学科	32	1	128	
	農業環境工学科	32	18	128	
	農業経済学科	36	1	44	
	森林科学科	32	1	28	
計		910	60	3,760	

備考

- (1) ()で記載するのは、群馬大学共同教育学部学校教育教員養成課程の入学定員及び収容定員を示す。
- (2) 合計の数字には、群馬大学共同教育学部学校教育教員養成課程の入学定員及び収容定員は含まれない。

別表 1(第 14 条関係)
収容定員

学部	学科・課程	入学定員	入学定員	第3年次定員	収容定員
地域デザイ ン科学部 国際学部 教育学部	コミニティデザイン学 建築都市デザイン学科	50	50	50	200
	社会基盤デザイン学科	40	40	40	166
	国際学科	90	90	90	380
	学校教育教員養成課程	170	170	170	680
	学校教育教員養成課程 (群馬大学共同教育学部)	(190)	(190)	(190)	
	基盤工学科	315	315	315	1312
	生物学資源学科	63	63	63	252
	応用生命化学科	32	32	32	128
	農業環境工学科	32	32	32	128
	農業経済学科	36	36	36	144
	森林科学科	32	32	32	128
計		910	910	60	3,760

別表 2(第 17 条の 2 関係)
教員免許状の種類及び免許教科

学部	学科・課程	教員免許状の種類	教員免許状の種類	免許教科
地域デザイン 科学部	コミニティデザイン 学科	高等學校教諭 一種免許状	高等學校教諭 一種免許状	公民
国際学部	国際学科	中學校教諭 一種免許状	中學校教諭 一種免許状	英語

別表 2(第 17 条の 2 関係)
教員免許状の種類及び免許教科

学部	学科・課程	教員免許状の種類	教員免許状の種類	免許教科
地域デザイン 科学部	コミニティデザイン 学科	高等學校教諭 一種免許状	高等學校教諭 一種免許状	公民
国際学部	国際学科	中學校教諭 一種免許状	中學校教諭 一種免許状	英語

共同教育 部	学校教育課程 員養成	幼稚園教諭一種免許状	幼稚園教諭一種免許状	幼稚園教諭一種免許状
		小学校教諭一種免許状	小学校教諭一種免許状	小学校教諭一種免許状
		中学校教諭一種免許状	中学校教諭一種免許状	中学校教諭一種免許状
		高等学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
工学部	基盤工学科	地理歴史、公民、数学、保健体育、家庭、工芸、英語	地理歴史、公民、数学、保健体育、家庭、工芸、英語	地理歴史、公民、数学、保健体育、家庭、工芸、英語
		視覚障害者に 関する教育の 領域)	(知的障害者に 関する教育の 領域)	(肢体不自由者 に関する教育 の領域)
		(聴覚障害者に 関する教育の 領域)	(肢体不自由者 に関する教育 の領域)	(病弱者に關す る教育の領域)
		(知的障害者に 関する教育の 領域)	(肢体不自由者 に関する教育 の領域)	(病弱者に關す る教育の領域)
農学部	農業経済学 森林科学	高等學校教諭 一種免許状	高等學校教諭 一種免許状	高等學校教諭 一種免許状
		生物資源科 一種免許状	生物資源科 一種免許状	生物資源科 一種免許状
		応用生命化 一種免許状	応用生命化 一種免許状	応用生命化 一種免許状
		農業環境工 一種免許状	農業環境工 一種免許状	農業環境工 一種免許状
農学部	農業経済学 森林科学	高等學校教諭 一種免許状	高等學校教諭 一種免許状	高等學校教諭 一種免許状
		農業科 森林科学	農業科 森林科学	農業科 森林科学
		農業科 森林科学	農業科 森林科学	農業科 森林科学
		農業科 森林科学	農業科 森林科学	農業科 森林科学

〔改正理由〕

群馬大学との共同教育学部設置に伴う改正

群馬大学学則（案）

	平成16. 4. 1	制	定
改正	平成17. 4. 1	平成17. 6. 1	
	平成17. 6. 22	平成18. 4. 1	
	平成18. 4. 20	平成18. 6. 1	
	平成19. 4. 1	平成19. 12. 1	
	平成19. 12. 26	平成20. 4. 1	
	平成20. 12. 1	平成21. 4. 1	
	平成21. 6. 24	平成22. 4. 1	
	平成23. 4. 1	平成25. 4. 1	
	平成26. 4. 1	平成27. 4. 1	
	平成28. 4. 1	平成28. 6. 2	
	平成29. 4. 1	平成29. 5. 1	
	平成29. 12. 1	平成30. 4. 1	
	平成31. 4. 1	令和2. 4. 1	

目次

第1章 総則

第1節 目的及び自己評価等（第1条・第2条）

第2節 教育研究組織（第2条の2－第12条）

第3節 職員（第13条）

第4節 教授会（第14条・第15条）

第2章 学部通則

第1節 学年、学期、授業期間及び休業日（第16条－第19条）

第2節 修業年限及び在学期間（第20条－第22条）

第3節 入学（第23条－第32条）

第4節 教育課程及び履修方法等（第33条－第43条）

第5節 休学、転学、留学及び退学（第44条－第50条）

第6節 卒業及び学位（第51条－第53条）

第7節 教育職員免許（第54条）

第8節 賞罰（第55条・第56条）

第9節 厚生施設（第57条）

第10節 特別聴講学生、科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生（第58条－第62条）

第11節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第63条－第70条）

第3章 公開講座（第71条）

附則

第1章 総　　則

第1節 目的及び自己評価等

（目的）

第1条 国立大学法人群馬大学組織規則（平成16年4月1日制定）第2条の規定により設置される群馬大学（以下「本学」という。）は、教育及び研究の最高の機関として、有為な人材を育成するとともに、真理と平和を希求し、深遠な学理とその応用を考究し、世界の繁栄と人類の福祉に貢献することを目的とする。

- 2 各学部、学科又は課程ごとの人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。
(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。
3 第1項の点検及び評価並びに前項の検証の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 教育研究組織

(学術研究院)

第2条の2 本学に、大学教員の所属組織として学術研究院を置く。

- 2 学術研究院に院長を置き、学長をもって充てる。
(学部及び学科又は課程等)

第3条 本学に、次の学部及び学科又は課程を置く。

共同教育学部	学校教育教員養成課程
社会情報学部	社会情報学科
医学部	医学科 保健学科
理工学部	化学・生物化学科 機械知能システム理工学科 環境創生理工学科 電子情報理工学科 総合理工学科

- 2 前項に規定する共同教育学部は、第33条の2第1項の規定に基づき宇都宮大学と共同で教育課程を編成する。
3 第1項に規定する各学部に、別表第1-1のとおり講座及び部門を置く。
4 第1項に規定する各学部に置く学科又は課程の入学定員及び収容定員は、別表第1-2のとおりとする。
5 第1項に規定する各学部に、学部長を置く。
(特別支援教育特別専攻科)

第4条 本学に、特別支援教育特別専攻科を置く。

- 2 特別支援教育特別専攻科に関する規程は、別に定める。
(大学院)

第5条 本学に大学院を置く。

- 2 大学院に関する必要な事項は、別に定める。
(附置研究所)

第6条 本学に、次の研究所を附置する。

- 生体調節研究所
2 生体調節研究所に、次の部門を置く。
生体情報部門

病態制御部門

- 3 生体調節研究所に、所長を置く。
- 4 生体調節研究所に関する規程は、別に定める。
(総合情報メディアセンター)

第7条 本学に、総合情報メディアセンターを置く。

- 2 総合情報メディアセンターに関する規則は、別に定める。
(機 構)

第7条の2 本学に、次の機構を置く。

大学教育・学生支援機構

研究・産学連携推進機構

重粒子線医学推進機構

未来先端研究機構

- 2 機構に関する規則は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第8条 本学に、次の学内共同教育研究施設を置く。

国際センター

数理データ科学教育研究センター

食健康科学教育研究センター

- 2 前項の施設に関する規程は、別に定める。

- 3 第1項に定めるもののほか、学長が必要と認めた場合は、時限を付して学内共同教育研究施設を置くことができる。

- 4 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(附属の学校)

第9条 本学に附属して、次の学校を置く。

共同教育学部附属幼稚園

共同教育学部附属小学校

共同教育学部附属中学校

共同教育学部附属特別支援学校

(教育研究施設等)

第10条 本学に、別表第1－3のとおり、学部附属の教育研究施設及び研究施設並びに研究科及び附属研究所附属の研究施設を置く。

(事務局等)

第11条 本学に、その事務を処理するため、事務局その他必要な事務組織を置く。

第12条 削除

第3節 職 員

(職 員)

第13条 本学に、学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

第4節 教 授 会

(教 授 会)

第14条 各学部及び生体調節研究所に、教授会を置く。

- 2 教授会に関する規則は、別に定める。

第15条 削除

第2章 学部通則

第1節 学年，学期，授業期間及び休業日

(学 年)

第16条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第17条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、前学期及び後学期の期間を変更することがある。

(授業期間)

第18条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第19条 休業日は、次の各号のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

(7) 学年末休業

2 前項第4号から第7号までの休業日の期間は、各学部長の申出に基づき学長が定める。

3 学長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業することがある。

(開学記念日)

第19条の2 本学の開学記念日は、6月1日とする。

第2節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第20条 各学部の修業年限は、次のとおりとする。

共同教育学部 4年

社会情報学部 4年

医学部 医学科 6年

保健学科 4年

理工学部 4年

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第21条 大学の学生以外の者が、第59条に規定する科目等履修生として本学において一定の単位（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した後に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、第43条の規定により入学後に修得したとみなすことのできる当該単位数その他の事項を勘案して、各学部が認める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、前条に規定する修業年限の2分の1を超えてはならない。

(在学期間)

第22条 在学期間は、共同教育学部、社会情報学部、医学部保健学科及び理工学部にあっては8年を、医学部医学科にあっては9年を、それぞれ超えることができない。

2 第29条から第31条までの規定により入学した者の在学期間は、入学後の在学すべき年数の2倍の年数を超えることができない。ただし、医学部医学科の第2年次編入学にあっては8年を、第3年次編入学にあっては6年を超えることができない。

第3節 入 学

(入学の時期)

第23条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることがある。

(入学資格)

第24条 入学をすることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校を卒業した者
- (3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (9) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により本学以外の大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学志願)

第25条 本学に入学を志願する者は、所定の出願書類に検定料を添えて、指定の期間内に提出するものとする。

(入学者の選考)

第26条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続)

第27条 前条の選考結果に基づき、合格通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他所定の書類を提出するとともに、第63条に規定する入学料を納入しなければならない。ただし、第65条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、入学料免除又は徴収猶予申請書の提出をもって、入学料の納入に代えるものとする。

(入学許可)

第28条 学長は、前条の入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(編 入 学)

第29条 本学に編入学を願い出た者は、選考の上、許可することがある。

2 各学部の相當年次に編入学をすることのできる者（第3項及び第4項に規定する者を除く。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- (6) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- (7) 旧国立養護教諭養成所及び旧国立工業教員養成所を卒業した者
- (8) 学校教育法施行規則附則第7条の規定に該当する者
- (9) 外国において、学校教育における13年又は14年の課程を修了した者

3 社会情報学部、医学部保健学科及び理工学部（夜間主コースを除く。）の第3年次に編入学をすることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- (6) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- (7) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (8) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者

4 医学部医学科の第2年次に編入学をすることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学（医学を履修する課程を除く。）を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (4) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 外国において、学校教育における14年以上の課程に在学し、所定の単位を修得した者

(転 入 学)

第30条 他の大学に在学中の者が、本学に転入学を志望するときは、選考の上、許可することがある。

(再 入 学)

第31条 本学を退学し、又は本学から除籍された者が再入学を願い出たときは、選考の上、入学を許可することがある。ただし、懲戒による退学者の再入学は認めない。

(転学部又は転学科等)

第32条 他の学部への転学部又は同一学部内での転学科、転専攻若しくは転コースを願い出る者があるときは、選考の上、許可することがある。

第4節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第33条 本学は、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(共同教育課程の編成)

第33条の2 本学は、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、他の大学が開設する授業科目を本学の教育課程の一部とみなして、他の大学と共同でそれぞれの大学ごとに同一内容の教育課程（以下「共同教育課程」という。）を編成するものとする。ただし、共同教育課程を編成する大学（以下「構成大学」という。）は、それぞれ共同教育に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 共同教育課程を編成し、及び実施するため、構成大学間において、協議の場を設けるものとする。

(授業科目)

第34条 授業科目は、その内容により教養教育科目及び専門教育科目に分ける。

(開設授業科目)

第35条 教養教育科目は、各学部共通の授業科目として開設するものとし、開設する授業科目、単位の認定手続及びその履修方法は、群馬大学教養教育科目等に関する規則（以下「教養教育科目等に関する規則」という。）の定めるところによる。

2 専門教育科目は、各学部において開設するものとし、開設する授業科目、単位の認定手続及びその履修方法は、それぞれ各学部規程の定めるところによる。

(履修科目的登録の上限)

第36条 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

2 各学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目的登録を認めることができる。

(単位の計算方法)

第37条 授業科目的単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で教養教育科目等に関する規則又は各学部規程で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で教養教育科目等に関する規則又は各学部規程で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、共同教育学部規程で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して教養教育科目等に

に関する規則又は各学部規程で定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、各学部において単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第38条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。ただし、前条第2項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を授与することができる。

(成績の評価)

第39条 成績の評価は、S（90点～100点）、A（80点～89点）、B（70点～79点）、C（60点～69点）、D（59点以下）の5段階とし、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

- 2 成績の評価に関する規則は、別に定める。

(授業の方法等)

第40条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 5 第2項及び第3項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第40条の2 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(他学部における授業科目の履修等)

第41条 教育上有益と認めるときは、学生が他学部において開設する授業科目を履修し、又は聴講することを許可することができる。

- 2 前項の規定による他学部において開設する授業科目の履修及び単位の修得等に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院授業科目の履修)

第41条の2 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院の授業科目を履修することを許可することができる。

- 2 前項の規定による授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他大学等における授業科目の履修等の取扱い)

第42条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学、専門職大学若しくは短期大学又は外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学（以下「他大学等」という。）において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 3 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 4 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 5 前4項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の取扱い）

第43条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に本学又は他大学等において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行つた前条第3項に規定する学修を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、第29条から第31条までに規定する編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条第1項から第4項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第5節 休学、転学、留学及び退学

（休 学）

第44条 疾病その他特別の理由により引き続き2月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は、休学を命ずることができる。

（休 学 期 間）

第45条 休学期間は、当該年度を超えることができない。ただし、特別の理由があるときは、学長の許可を得て引き続き休学することができる。

- 2 休学期間は、通算して修業年限を超えることができない。
- 3 休学期間は、在学期間に算入しない。

（復 学）

第46条 休学期間の満了により復学するときは、学長に復学の届出をしなければならない。

- 2 休学期間の満了前においてその理由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。

（転 学 等）

第47条 他の大学へ入学を志願しようとする者又は本学の他の学部へ改めて入学を志願しようとする者は、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

（留 学）

第48条 外国の大学等で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第20条に規定する修業年限に算入することができる。

（退 学）

第49条 退学しようとする者は、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(除籍)

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第22条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第45条第2項に規定する休学期間を超えてなお修学することができない者
- (3) 成業の見込みがないと認められた者
- (4) 入学料の免除又は徴収猶予を申請し、免除若しくは徴収猶予が不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者で、納入すべき入学料を所定の期日までに納入しないもの
- (5) 授業料の納入を怠り、督促を受けてなお納入しない者
- (6) 長期間にわたり行方不明の者

第6節 卒業及び学位

(卒業)

第51条 第20条に規定する修業年限以上在学し、各学部において定める授業科目を履修し単位を修得した者について、学長が卒業を認定する。

第52条 本学学生（医学部医学科に在学する者を除く。）で3年以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として各学部が定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、前条の規定にかかわらず、学長が卒業を認定することができる。

(学位授与)

第53条 学長は、前2条の規定により卒業を認定した者に対し、次の区分に従い学士の学位を授与する。

共同教育学部	学士(教育学)
社会情報学部	学士(社会情報学)
医学部	学士(医学) 学士(看護学) 学士(保健学)
理工学部	学士(理工学)

2 学位授与に関する規則は、別に定める。

第7節 教育職員免許

(教育職員免許状)

第54条 本学において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する所定の単位を取得した者が取得できる教育職員免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

第8節 賞罰

(表彰)

第55条 学生で学芸、技術等他の模範となる者に対しては、学長は、表彰することができる。

(懲戒)

第56条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 正当な理由がなく出席常でない者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第9節 厚生施設

(寄宿舎)

第57条 本学に、寄宿舎その他厚生保健の施設を置く。

2 寄宿舎その他厚生保健の施設に関する規則は、別に定める。

第10節 特別聴講学生、科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生

(特別聴講学生)

第58条 他大学等の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関する規則は、各学部で定める。

(科目等履修生)

第59条 本学の学生以外の者で、本学が開設する授業科目の中から1又は複数の科目の履修を願い出る者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関する規則は、各学部で定める。

(研究 生)

第60条 特定の専門事項について研究することを願い出る者があるときは、選考の上研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する規則は、各学部、生体調節研究所及び国際センターで定める。

(聴 講 生)

第61条 授業科目の中から1又は複数の科目の聴講を願い出る者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関する規則は、各学部で定める。

(外国人留学生)

第62条 外国人で大学の教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志望する者については、外国人留学生として選考の上、定員外として入学を許可することがある。

2 前項の外国人留学生に対しては、第34条に規定するものほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

3 前項の日本語科目及び日本事情に関する科目として開設する授業科目並びにその単位数は、教養教育科目等に関する規則の定めるところによる。

4 外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第11節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第63条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額並びに徴収方法は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年4月1日制定。以下「費用規程」という。）の定めるところによる。

(停学中の者の授業料)

第64条 停学中の者は、停学期間中の授業料を納めなければならない。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除並びに徴収猶予)

第65条 入学料、授業料及び寄宿料については、別に定めるところにより免除及び徴収猶予することがある。

(既納の検定料等)

第66条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、納入した者の申出により当該各号に定める額を返還する。

(1) 第25条の規定に基づいて検定料を納入した者が、2段階選抜において出願書類等による第1段階目の選抜で不合格となった場合には、費用規程第2条第2項に規定する第2段階目の選抜に係

る検定料相当額

- (2) 費用規程第3条第4項の規定に基づいて入学を許可するときに授業料を納入した者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、当該授業料相当額
- (3) 費用規程第3条第4項の規定に基づいて入学を許可するときに授業料を納入した者が入学後4月又は10月に休学をした場合には、群馬大学入学料及び授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程第23条により算定した額
- (4) 費用規程第3条第3項及び第4項の規定に基づいて前期分授業料を納入の際、後期分授業料を併せて納入した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料相当額

(特別聴講学生の授業料等)

第67条 特別聴講学生の検定料及び入学料は、徴収しないものとする。

- 2 特別聴講学生の授業料は、公立又は私立の大学又は短期大学（以下「公私立大学等」という。）の学生であるときは、聴講生と同様とし、国立大学等の学生であるときは、徴収しないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生の授業料について相互に不徴収とする大学間相互単位互換協定を締結している公私立大学等の学生であるときは、徴収しないものとする。

(科目等履修生等の授業料等)

第68条 科目等履修生、研究生及び聴講生（以下「科目等履修生等」という。）の検定料、入学料及び授業料の額は、費用規程の定めるところによる。

第69条 科目等履修生等の検定料は、入学を志望するときに、入学料は、入学のための所要の手続を行うときに納めなければならない。

- 2 研究生の授業料は、3月分（3月に満たない場合は当該在学予定期間分）に相当する額を当該期間における当初の月の末日までに、科目等履修生及び聴講生の授業料は、履修予定単位に相当する額を4月及び10月に納めなければならない。
- 3 在学予定期間の始期が入学年度の4月1日である者に係る最初に納入すべき授業料については、前項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

(読 替)

第70条 第66条の規定は、特別聴講学生及び科目等履修生等に準用する。この場合において、同条第2号中「費用規程第3条第4項」とあるのは「第69条第3項」と読み替えるものとする。

第3章 公開講座及び特別の課程

(公開講座)

第71条 本学における教育・研究の成果を広く社会に開放し、地域社会の教育文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座に関する規則は、別に定める。

(特別の課程)

第72条 本学は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了したものに対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

- 2 特別の課程に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 この学則施行の日において、旧国立学校設置法（昭和24年法律第150号）により設置された群馬大学に在学する者は、引き続き本学に在学するものとし、その者に係る履修その他教育上必要な事項は、別に定める。
- 3 別表第1－2に規定する工学部夜間主コース及び全学部の合計の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成16年度から平成17年度までは次のとおりとする。

学科・年度 学 部	学 科	収 容 定 員	
		平成16年度	平成17年度
工 学 部	応用化学科 夜間主コース	人 60	人 50
	生物化学工学科 夜間主コース	100	90
	機械システム工学科 夜間主コース	100	90
	電気電子工学科 夜間主コース	100	90
	情報工学科 夜間主コース	120	120
	夜間主コース計	480	440
	合 計	5,040	5,000

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第39条の規定及び別表第1－1は、平成17年度の入学者から適用し、平成16年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成17年6月22日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 社会情報学部社会情報学科は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 別表第1－2に規定する社会情報学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成18年度から平成20年度までは次のとおりとする。

学科・年度 学 部	学 科	収 容 定 員		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度
社会情報学部	情報行動学科	人 50	人 100	人 160
	情報社会学科	50	100	160
計		100	200	320

附 則

この学則は、平成18年4月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 工学部の応用化学科、材料工学科、生物化学工学科及び建設工学科は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 別表第1－2に規定する工学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成19年度から平成21年度までは次のとおりとする。

学科・年度 学 部	学 科	収 容 定 員		
		平成19年度	平成20年度	平成21年度
工 学 部	応用化学・生物化学科	170	340	510
	機械システム工学科	70	140	210
	生産システム工学科			
	昼間コース	40	80	120
	夜間主コース	30	60	90
	環境プロセス工学科	40	80	120
	社会環境デザイン工学科	40	80	120
	電気電子工学科	70	140	210
	情報工学科	50	100	150
	学科共通 (夜間主コースを除く。)			30
計		510	1,020	1,560

- 4 特殊教育特別専攻科は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該専攻科に在学する者が当該専攻科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 医学部の第3年次編入学は、改正後の第29条第4項の規定にかかわらず、平成21年度入学者まで、なお従前の例による。
- 3 別表第1－2に規定する医学部の入学定員は、同表の規定にかかわらず、平成21年度から平成31年度までは次のとおりとする。

学科・ 年度 学部	学 科	入 学 定 員										
		平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	平成 31 年 度
医学部	医 学 科	人 95	人 102	人 108								
	保 健 学 科	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
	看護学専攻	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	検査技術科学専攻	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	理学療法学専攻	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	作業療法学専攻											
	計	255	262	268	268	268	268	268	268	268	268	268

- 4 別表第1－2に規定する医学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成21年度から平成36年度までは次のとおりとする。

学科・ 年度 学部	学 科	収 容 定 員													
		平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	平成 31 年 度	平成 32 年 度	平成 33 年 度	平成 34 年 度
医学部	医 学 科	人 595	人 612	人 635	人 658	人 681	人 704	人 717	人 723	人 723	人 723	人 723	人 705	人 687	人 669
	保 健 学 科	340	340	330	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320
	看護学専攻	170	170	165	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
	検査技術科学専攻	90	90	85	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
	理学療法学専攻	90	90	85	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
	作業療法学専攻			10	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
		1,285	1,302	1,310	1,318	1,341	1,364	1,377	1,383	1,383	1,383	1,383	1,365	1,347	1,329

学科・ 年度 学部	学 科	収 容 定 員	
		平成 35 年 度	平成 36 年 度
医学部	医 学 科	人 651	人 633
	保 健 学 科	320	320
	看護学専攻	160	160
	検査技術科学専攻	80	80
	理学療法学専攻	80	80
	作業療法学専攻	20	20
		1,311	1,293

附 則

この学則は、平成21年6月24日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 工学部及び工学研究科は、改正後の第3条及び第5条の規定にかかわらず、平成25年3月31日に当該学部及び当該研究科に在学する者（平成25年4月1日以降に当該学部及び当該研究科に編入学、転入学及び再入学する者を含む。以下この項において単に「在学者」という。）が当該学部及び当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、在学者については、なお従前の例による。
- 3 別表第1－2に規定する理工学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成25年度から平成27年度までは次のとおりとする。

学科・ 年度 学 部	学 科	収 容 定 員 人		
		平成25年度	平成26年度	平成27年度
理工学部	化 学 ・ 生 物 化 学 科	160	320	480
	機 械 知 能 シ ス テ ム 理 工 学 科	110	220	330
	環 境 創 生 理 工 学 科	90	180	270
	電 子 情 報 理 工 学 科	120	240	360
	総 合 理 工 学 科			
	夜間主コース	30	60	90
	学科共通（夜間主コースを除く。）			30
計		510	1,020	1,560

- 4 工学部教授会及び工学研究科教授会は、第2項の規定により工学部及び工学研究科が存続する間、当該学部及び当該研究科に置くものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日において、本学の大学教員であって、引き続き施行日に本学に在職する者は、学術研究院に所属するものとする。
- 3 平成25年4月1日施行の附則第2項中「工学部及び工学研究科」とあるのは「工学部」と、同項中「第3条及び第5条」とあるのは「第3条」と、同項中「当該学部及び当該研究科」とあるのは

「当該学部」と、平成25年4月1日施行の附則第4項中「工学部教授会及び工学研究科教授会」とあるのは「工学部教授会」と読み替えるものとする。

- 4 工学部長は、平成25年4月1日施行の附則第2項中の規定により工学部が存続する間、当該学部に置くものとし、理物理学部長をもって充てる。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 社会情報学部の情報行動学科及び情報社会科学科は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該学科に在学する者（平成28年4月1日以降に当該学科に編入学、転入学及び再入学する者を含む。以下この項において単に「在学者」という。）が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、在学者については、なお従前の例による。
- 3 別表第1－2に規定する社会情報学部の第3年次編入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成28年度から平成30年度までは次のとおりとする。

学科・年度 学 部	学 科	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		第3年次 編入学 定員	収容 定員	第3年次 編入学 定員	収容 定員	第3年次 編入学 定員	収容 定員
社会情報学部	社会情報学科		100		200	20	320
	計		100		200	20	320

附 則

この学則は、平成28年6月2日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 教育学部は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該学部に在学する者（令和2年4月1日以降に当該学部に編入学、転入学及び再入学する者を含む。以下この項において単に「在学者」という。）が当該学部に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、在学者については、なお従前の例による。
- 3 別表1-2に規定する共同教育学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和2年度から令和4年度までは次のとおりとする。

学 部	課程・年度	課 程	収 容 定 員 人		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度
共同教育学部		学校教育教員養成課程	190	380	570

- 4 教育学部教授会は、第2項の規定により教育学部が存続する間、当該学部に置くものとする。

別表第1-1 (第3条関係)

学部	講 座 等
共同教育学部	国語教育講座, 社会科教育講座, 数学教育講座, 理科教育講座, 音楽教育講座, 美術教育講座, 保健体育講座, 技術教育講座, 家政教育講座, 英語教育講座, 障害児教育講座, 学校教育講座
社会情報学部	社会情報学講座
医 学 部	(医学科) 基礎医学教育部門, 臨床医学教育部門, 医学教育政策・支援部門
	(保健学科) 看護学講座, 検査技術科学講座, 理学療法学講座, 作業療法学講座
理 工 学 部	分子科学部門, 知能機械創製部門, 環境創生部門, 電子情報部門, 理工学基盤部門, 産学連携推進部門

別表第1-2 (第3条関係)

学 部	学 科 又 は 課 程	入 学 定 員 人	2 年 次 入 学 定 員 人	3 年 次 入 学 定 員 人	収 容 定 員 人
共同教育学部	学校教育教員養成課程	190(170)			760(680)
社会情報学部	社会情報学科	100		20	440
医 学 部	医学科 看護学専攻 検査技術科学専攻 理学療法学専攻 作業療法学専攻	90 80 40 20 20	15		615 320 160 80 80 20
	計	250	15	10	1,275
理 工 学 部	化学・生物学 機械知能システム 環境創生 電子情報 総合理工学 夜間主コース 学科共通(夜間主コースを除く。)	160 110 90 120 30			640 440 360 480 120 60
	計	510		30	2,100
合	計	1,050	15	60	4,575

備考
(1) 理工学部総合理工学科の「夜間主コース」とは、主として夜間に授業を行うコースをいう。
(2) ()で記載するものは、宇都宮大学共同教育学部学校教育教員養成課程の入学定員及び収容定員を示す。
(3) 合計の数字には、宇都宮大学共同教育学部学校教育教員養成課程の入学定員及び収容定員は含まれない。

別表第1-3 (第10条関係)

学部等	施 設
共同教育学部	学校教育臨床総合センター
医 学 部	病院
医学系研究科	生物資源センター, 薬剤耐性菌実験施設, 教育研究支援センター, 医学教育センター
保健学研究科	保健学研究・教育センター
理 工 学 府	元素科学国際教育研究センター
生体調節研究所	生体情報ゲノムリソースセンター, 代謝シグナル研究展開センター, 抱点研究支援センター

別表第2 (第54条関係)

学 部	学 科 又 は 課 程	免 許 状 の 種 類	免 許 教 科
		小学校教諭一種 免許状	

共同 教育 学 部	学校教育教員養成課程	中学校教諭一種 免許状	国語,社会,数学,理科,音楽, 美術,保健体育,技術,家庭, 英語
		高等学校教諭一種 免許状	国語,地理歴史,公民,数学, 理科,音楽,美術,工芸,保健 体育,家庭,工業,英語
		特別支援学校教諭 一種免許状	視覚障害者,聴覚障害者, 知的障害者,肢体不自由者, 病弱者
		幼稚園教諭一種 免許状	
理工 学 部	化学・生物化学科	高等學校教諭一種 免許状	理科
	機械知能システム理工学科		工業
	環境創生理工学科		工業
	電子情報理工学科		工業
	総合理工学科		工業

変更事項

群馬大学共同教育学部の設置に伴う改正

- ・第 3 条 学部名称の変更, 宇都宮大学との共同で編成する旨を追記
- ・第 9 条 学部名称の変更
- ・第 20 条 学部名称の変更
- ・第 22 条 学部名称の変更
- ・第 33 条の 2 共同教育課程の編成について追記
- ・第 37 条 学部名称の変更
- ・第 53 条 学部名称の変更
- ・別表第 1－1（第 3 条関係） 学部名称の変更
- ・別表第 1－2（第 3 条関係） 学部名称, 入学定員, 収容定員の変更
- ・別表第 1－3（第 10 条関係） 学部名称の変更
- ・別表第 2（第 54 条関係） 学部名称の変更, 免許教科の加除
- ・附則の追記

群馬大学学則 新旧対照表 (改正条文のみ) (案)

新	旧	備考
(学部及び学科又は課程等) 第3条 本学に、次の学部及び学科又は課程を置く。 <u>共同教育学部</u> 学校教育教員養成課程 社会情報学科 医学科 保健学科 理 工 学 部 化学・生物化学科 機械知能システム理工学科 環境創生理工学科 電子情報理工学科 総合理工学科	(学部及び学科又は課程等) 第3条 本学に、次の学部及び学科又は課程を置く。 <u>教育学部</u> 学校教育教員養成課程 社会情報学科 医学科 保健学科 <u>理 工 学 部</u> 化学・生物化学科 機械知能システム理工学科 環境創生理工学科 電子情報理工学科 総合理工学科	(共同教育学部の設置に伴う改正)(以下、同じ)
2 前項に規定する共同教育学部は、第33条の2第1項の規定に基づき宇都宮大学と共同で教育課程を編成する。 3 第1項に規定する各学部に、別表第1-1のとおり講座及び部門を置く。 4 第1項に規定する各学部に置く学科又は課程の入学定員及び収容定員は、別表第1-2のとおりとする。 5 第1項に規定する各学部に、学部長を置く。	2 前項に規定する各学部に、別表第1-1のとおり講座及び部門を置く。 3 第1項に規定する各学部に置く学科又は課程の入学定員及び収容定員は、別表第1-2のとおりとする。 4 第1項に規定する各学部に、学部長を置く。	【新設】 前項に規定する各学部に置く学科又は課程の入学定員及び収容定員は、別表第1-2のとおりとする。
(附属の学校) 第9条 本学に附属して、次の学校を置く。 <u>共同教育学部</u> 附属幼稚園 <u>共同教育学部</u> 附属小学校 <u>共同教育学部</u> 附属中学校 <u>共同教育学部</u> 附属特別支援学校	(附属の学校) 第9条 本学に附属して、次の学校を置く。 <u>教育学部</u> 附属幼稚園 <u>教育学部</u> 附属小学校 <u>教育学部</u> 附属中学校 <u>教育学部</u> 附属特別支援学校	(附属の学校) 第9条 本学に附属して、次の学校を置く。
(教育研究施設等) 第10条 本学に、別表第1-3のとおり、学部附属の教育研究施設及び研究施設並びに研究科及び附置研究所附属の研究施設を置く。	(教育研究施設等) 第10条 本学に、別表第1-3のとおり、学部附属の教育研究施設及び研究施設並びに研究科及び附置研究所附属の研究施設を置く。	(教育研究施設等) 第10条 本学に、別表第1-3のとおり、学部附属の教育研究施設及び研究施設並びに研究科及び附置研究所附属の研究施設を置く。
(修業年限) 第20条 各学部の修業年限は、次のとおりとする。 <u>共同教育学部</u> 4年 社会情報学部 4年 医学部 医学科 6年 保健学科 4年 理 工 学 部	(修業年限) 第20条 各学部の修業年限は、次のとおりとする。 <u>教育学部</u> 4年 社会情報学部 4年 医学部 医学科 6年 保健学科 4年 理 工 学 部 4年	(修業年限) 第20条 各学部の修業年限は、次のとおりとする。 <u>教育学部</u> 4年 社会情報学部 4年 医学部 医学科 6年 保健学科 4年 理 工 学 部 4年

理工学部
2 学位授与に関する規則は、別に定める。

(教育職員免許状)
第 54 条 本学において、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する所定の単位を取得した者が取得できる教育職員免許状の種類は、別表第 2 のとおりとする。

別表第 1-2 (第 3 条関係)

学 部	学 科 又 は 課 程	入 学 定 員 人	2 年次 入 学 定 員 人	3 年次 入 学 定 員 人	收 容 定 員 人
共同教育学部	学校教育教員養成課程	190(170)			760(680)
社会情報学部	社会情報学科	100		20	440
医学部	医学生 保健看護学 検査技術科学専攻 理学療法学専攻 作業療法学専攻	90 80 40 20 20	15 320 160 80 10	615 80 40 20 20	
	計	250	15	10	1,275

別表第 1-2 (第 3 条関係)

学 部	学 科 又 は 課 程	入 学 定 員 人	学 科 又 は 課 程	入 学 定 員 人	2 年次 入 学 定 員 人	3 年次 入 学 定 員 人	收 容 定 員 人
共同教育学部	学校教育教員養成課程	190(170)			220		880
社会情報学部	社会情報学科		学校教育教員養成課程	100		20	440
医学部	医学生 保健看護学 検査技術科学専攻 理学療法学専攻 作業療法学専攻		医学生 保健看護学 検査技術科学専攻 理学療法学専攻 作業療法学専攻	90 80 40 20 20	15 80 40 20 20		615
	計	250	15	10	1,275		
理工学部	化学・生物化学科 機械知能システム理工学科 環境創生理工学科 電子情報理工学科 総合理工学科 夜間主コース	160 110 90 120 30	640 440 360 480 120	160 110 90 120 30	160 110 90 120 30	640 440 360 480 120	1,275

理工学部
2 学位授与に関する規則は、別に定める。

(教育職員免許状)
第 54 条 本学において、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する所定の単位を取得した者が取得できる教育職員免許状の種類は、別表第 2 のとおりとする。

別表第 1-1 (第 3 条関係)

学 部	講 座 等	講 座 等
共同教育学部	国語教育講座、社会科教育講座、数学教育講座、理科教育講座、音楽教育講座、美術教育講座、保健体育講座、技術教育講座、家政教育講座	国語教育講座、社会科教育講座、数学教育講座、理科教育講座、音楽教育講座、美術教育講座、保健体育講座、技術教育講座、家政教育講座
社会情報学部	社会情報学講座	社会情報学講座
医学部	(医学科) 基礎医学教育部門、臨床医学教育部門、医学教育政策・支援部門 (保健学科)	(医学科) 基礎医学教育部門、臨床医学教育部門、医学教育政策・支援部門 (保健学科)
理工学部	分子科学部門、知能機械創製部門、環境創生部門、電子情報部門、理工学基盤部門、産学連携推進部門	看護学講座、検査技術科学講座、理学療法学講座、作業療法学講座、環境創生部門、電子情報部門、理工学基盤部門、産学連携推進部門

別表第 1-2 (第 3 条関係)

学 部	講 座 等	講 座 等
教育学部	国語教育講座、社会科教育講座、数学教育講座、理科教育講座、音楽教育講座、美術教育講座、保健体育講座、技術教育講座、家政教育講座	国語教育講座、社会科教育講座、数学教育講座、理科教育講座、音楽教育講座、美術教育講座、保健体育講座、技術教育講座、家政教育講座
社会情報学部	社会情報学講座	社会情報学講座
医学部	(医学科) 基礎医学教育部門、臨床医学教育部門、医学教育政策・支援部門 (保健学科)	(医学科) 基礎医学教育部門、臨床医学教育部門、医学教育政策・支援部門 (保健学科)
	看護学講座、検査技術科学講座、理学療法学講座、作業療法学講座、環境創生部門、電子情報部門、理工学基盤部門、産学連携推進部門	看護学講座、検査技術科学講座、理学療法学講座、作業療法学講座、環境創生部門、電子情報部門、理工学基盤部門、産学連携推進部門

	学科共通(夜間主コースを除く。)	計	510	30	60			
合	合	計	1,050	15	60	4,575		
備考						合	計	510

(1) 理工学部総合理工学科の「夜間主コース」とは、主として夜間に授業を行うコースをいう。

(2) ()で記載するものは、宇都宮大学共同教育学部学校教育教員養成課程の入学定員及び取容定員を示す。

(3) 会計の数字には、宇都宮大学共同教育学部学校教育教員養成課程の入学定員及び取容定員は含まない。

別表第1-3(第10条関係)

学部等	施設	施設
共同教育学部	学校教育臨床総合センター	
医学部	病院	
医学系研究科	生物資源センター、薬剤耐性菌実験施設、教育研究支援センター、医学教育センター	
保健学研究科	保健学研究・教育センター	
理工学部	元素科学国際教育研究センター	
生体調節研究所	生体情報ゲノムリソースセンター、代謝シグナル研究展開センター、拠点研究支援センター	

別表第1-3(第10条関係)

学部	学科又は課程	免許状の種類	免許教科	免許状の種類	免許教科
共同教育学部		小学校教諭一種 免許状		小学校教諭一種 免許状	
		中学校教諭一種 免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語	中学校教諭一種 免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等學校教諭一種 免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、保健体育、家庭、工業、英語	高等學校教諭一種 免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、情報、工業、英語
		特別支援学校教諭一種 免許状	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者	特別支援学校教諭一種 免許状	視覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者
		幼稚園教諭一種 免許状		幼稚園教諭一種 免許状	
		理 工	化学・生物化学科 機械知能システム理工学科	理科 高 等 学 校 教 諭 一 種 工 业	理科 高 等 学 校 教 諭 一 種 工 业

別表第2(第54条関係)

学部	学科又は課程	免許状の種類	免許教科	学部	学科又は課程	免許状の種類	免許教科
		小学校教諭一種 免許状				小学校教諭一種 免許状	
		中学校教諭一種 免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語			中学校教諭一種 免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等學校教諭一種 免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、保健体育、家庭、工業、英語			高等學校教諭一種 免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、情報、工業、英語
		特別支援学校教諭一種 免許状	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者			特別支援学校教諭一種 免許状	視覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者
		幼稚園教諭一種 免許状				幼稚園教諭一種 免許状	
		理 工	化学・生物化学科 機械知能システム理工学科	理科 高 等 学 校 教 諭 一 種 工 业	理科 高 等 学 校 教 諭 一 種 工 业		

学部	環境創生理工学科	免許状	工業
電子情報理工学科		工業	工業
総合理工学科		工業	工業

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 教育学部は、改正後の第3条第1項の規定にかかるらず、令和2年3月31日に当該学部に在学する者（令和2年4月1日以降に当該学部に編入学、転入学及び再入学する者を含む。以下この項において単に「在学者」という。）が当該学部に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、在学者については、なお従前の例による。
- 3 別表1－2に規定する共同教育学部の収容定員は、同表の規定にかかるらず、令和2年度から令和4年度までは次のとおりとする。

課程・ 年度 学部	課 程	収容定員 人		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
共同教育学部	学校教育教員養成課程	190	380	570

- 4 教育学部教受会は、第2項の規定により教育学部が存続する間、当該学部に置くものとする。

【新設】

学部	環境創生理工学科	免許状	工業
電子情報理工学科		工業	工業
総合理工学科		工業	工業

○宇都宮大学教授会規程（案）

(昭和 24 年 8 月 23 日)

改正 昭和 24 年 12 月 1 日	昭和 26 年 10 月 17 日	昭 31 規程第 6 号
昭 43 規程第 8 号	平 3 規程第 14 号	平 6 規程第 5 号
平 9 規程第 18 号	平 10 規程第 3 号	平 10 規程第 74 号
平 11 規程第 28 号	平 12 規程第 52 号	平 13 規程第 15 号
平 16 規程第 52 号	平 17 規程第 4 号	平 17 規程第 9 号
平 18 規程第 5 号	平 18 規程第 43 号	平 18 規程第 51 号
平 18 規程第 62 号	平 19 規程第 10 号	平 19 規程第 19 号
平 19 規程第 54 号	平 20 規程第 13 号	平 23 規程第 29 号
平 24 規程第 19 号	平 25 規程第 33 号	平 26 規程第 20 号
平 26 規程第 56 号	平 27 規程第 5 号	平 28 規程第 22 号
平 29 規程第 20 号 令和一年 規程第一号	平成 30 年 規程第 32 号	平成 31 年 規程第 51 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宇都宮大学組織規程第 30 条第 2 項に基づき、宇都宮大学の各学部に置く教授会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 各学部教授会は、国立大学法人宇都宮大学学術院規程(以下「学術院規程」という。)第 4 条第 1 項第 1 号及び第 3 号並びに第 2 項に基づく、当該学部、研究科及び学部附属教育施設の責任教員をもって組織する。ただし、共同教育学部教授会にあっては、学術院規程第 4 条第 1 項第 2 号に基づく、責任教員を含め組織するものとする。

- 2 学内共同施設、大学教育推進機構及び地域創生推進機構の責任教員のうち、学術院規程第 4 条第 2 項に規定する責任教員とならないものについては、学術院長及び学部長の承認により、いずれかの学部教授会に所属するものとする。
- 3 外部資金によって採用された特任教員については、その責任者及び学部長の承認により希望する教授会に加わることができる。

(役割)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長、学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長、学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(運営)

第4条 学部長は、それぞれ教授会を主宰して、その議長となる。

2 学部長に事故あるときは、あらかじめ学部長が指名する者が議長となり、その職務を代行する。

3 学内共同施設の責任教員は、それぞれの教授会が定める事項の審議には加わることができない。

4 特任教員については、前項の規定を準用する。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て、当該学部長が別に定める。

2 学部長は、前項の事項を定めるに当たり、あらかじめ、学長の意見を聞くものとする。

附 則

中略

附 則(昭43 規程第8号)

この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(平3 規程第14号)

この規程は、平成3年4月12日から施行する。

附 則(平6 規程第5号)

この規程は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平9 規程第18号)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平10 規程第3号)

この規程は、平成10年4月9日から施行する。

附 則(平10 規程第74号)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平11 規程第28号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平12 規程第52号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平13 規程第15号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平16 規程第52号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平17 規程第4号)

この規程は、平成17年2月15日から施行し、平成17年2月1日から適用する。

附 則(平17 規程第9号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平18 規程第5号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平18 規程第43号)

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平18 規程第51号)

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平18 規程第62号)

この規程は、平成18年9月26日から施行する。

附 則(平19 規程第10号)

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平19 規程第19号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平19 規程第54号)

この規程は、平成19年10月15日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則(平20 規程第13号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項第4項の改正規定は、平成20年3月25日から施行する。

附 則(平23 規程第29号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平24 規程第19号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平25 規程第33号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平26 規程第20号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平26 規程第56号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平27 規程第5号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平28 規程第22号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平29 規程第20号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年 規程第32号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年 規程第51号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和一年 規程第一号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

群馬大学教授会規則

平成16. 4. 1 制定

改正 平成19. 4. 1 平成26. 4. 1

平成27. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規則は、群馬大学学則第14条第2項及び群馬大学大学院学則第48条第2項の規定に基づき、教授会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組 織)

第2条 教授会は、当該組織の主担当を命ぜられた教授をもって組織する。

2 教授会には、当該教授会の定めるところにより、当該組織の主担当を命ぜられた教授以外の者を加えることができる。

(任 務)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会を置く組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議 長)

第4条 教授会に議長を置き、当該教授会を置く組織の長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

(議 事)

第5条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

(議決の方法)

第6条 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、特別の必要があると認められるときは、出席した構成員の半数以上であって当該教授会の定める割合以上の多数をもって議決しなければならないとすることができる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者を教授会に出席させ、意見を聴くことができる。

(代議員会等)

第8条 教授会は、その定めるところにより、教授会の構成員のうちの一部の者をもって

構成する代議員会、専門委員会等（以下「代議員会等」という。）を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

（規則の改廃）

第9条 この規則の改廃は、学長が行う。

（雑 則）

第10条 この規則に定めるものほか、教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該教授会を置く組織の長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

宇都宮大学・群馬大学共同教育学部連絡協議会規程

令和元年9月5日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宇都宮大学と国立大学法人群馬大学が設置する共同教育学部に関する協定書第10条第2項の規定に基づき、共同教育学部連絡協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定める。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 組織編成に関する事項
- (2) 教員配置に関する事項
- (3) 入学定員等に関する事項
- (4) 予算に関する事項
- (5) その他共同教育学部の運営に関する重要事項

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 両大学の学長
- (2) 両大学の学長が指名する理事 若干人
- (3) 両大学の共同教育学部長
- (4) その他両大学の学長が特に必要と認めた者 若干人

(議長)

第4条 協議会に議長を置き、前条第1号に掲げる者をもって充てる。

- 2 議長は、両大学の持ち回りとする。
- 3 議長は、協議会を招集し、その会議を主宰する。
- 4 議長に事故等があるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。

(開催)

第5条 協議会は、毎年度1回の開催を定例とする。ただし、議長が必要と認めたときは、臨時にこれを開催することができる。

(構成員以外の出席)

第6条 協議会が必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 協議会の事務は、議長の所属する大学の事務部において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年9月5日から施行する。

宇都宮大学・群馬大学共同教育学部運営会議規程

令和元年9月5日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宇都宮大学と国立大学法人群馬大学が設置する共同教育学部に関する協定書第10条第2項の規定に基づき、共同教育学部運営会議（以下「運営会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(協議事項)

第2条 運営会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 規則等の制定、改正及び廃止に関すること。
- (2) 教育課程の編成及び実施に関する基本的事項
- (3) その他共同教育学部の運営に関する事項

(組織)

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 両大学の共同教育学部長
- (2) 両大学の共同教育学部評議員 各1人
- (3) 両大学の共同教育学部副学部長 各1人
- (4) 両大学の共同教育学部担当の事務部の長
- (5) その他運営会議が必要と認めた者 若干人

(議長)

第4条 運営会議に議長を置き、前条第1号に掲げる者をもって充てる。

2 議長は、両大学の持ち回りとする。

3 議長は、運営会議を招集し、その会議を主宰する。

4 議長に事故等があるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。

(会議)

第5条 運営会議は、第3条に掲げる者の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、同条第1号及び第2号に掲げる者が出席できないときは、同各号に掲げる者の指名する者が、代理として出席することができる。

2 運営会議の議事は、別に定めのある事項を除き、出席委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

(開催)

第6条 運営会議は、原則として年4回の開催を定例とする。ただし、議長が必要と認めたときは、臨時にこれを開催することができる。

(構成員以外の出席)

第7条 運営会議が必要と認めた場合は、構成員以外の者を協議会に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務)

第8条 運営会議の事務は、議長の所属する大学の事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営会議に関し必要な事項は、運営会議が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年9月5日から施行する。

